

胎内市長

井畑明彦様

胎内市農業振興の発展及び農地等利用
最適化の推進施策に関する意見書

令和7年1月27日

胎内市農業委員会

胎内市農業の振興・発展及び農地等利用

最適化の推進施策に関する意見書

日頃より、本市の農業の振興・発展に対し、ご尽力されていますことに敬意を表しますとともに、農業委員会活動についても、格別のご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、世界的な情勢不安や物価高騰、また毎年のように予測や想定を超える異常気象が起こることにより、食料の安定供給に深刻な影響を与えている中、本市においても農業者の高齢化による離農や担い手不足による農業生産基盤の弱体化、鳥獣被害の拡大や耕作放棄地の増加など、農業・農村を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当農業委員会では農地の集積・集約化や遊休農地対策など、農地利用の最適化への取組を積極的に推進しているところであります。

また、農業経営基盤強化促進法等の改正によって地域計画が令和6年度末に策定されることになり、農業委員会の取組は大きな転換期を迎えております。

つきましては、本市の農業の振興・発展に向けて、農業者支援の更なる充実、併せて農地利用の最適化の推進を効率的に実施するために、特段のご配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、ここに意見書を提出いたします。

令和7年1月27日

胎内市農業委員会
会長 松村 孝市

意見書

1. 農業政策について

(1) 地域計画の策定について

農業経営基盤強化促進法等の改正により人・農地プランが法定化され、市町村が関係団体と協議し、令和6年度末までに地域計画の策定を行うこととなっている。

地域計画は、将来の農業と農地利用の姿を目標地図として表すものであるが、地域計画を実現するには、策定後も農家との継続した話合いが求められることから引き続き関係機関や団体と連携し、きめ細やかな対応を求める。

(2) 農用地利用集積等促進計画への移行等について

現在の「農用地利用集積計画」による利用権設定の期間満了に伴う「農用地利用集積等促進計画」へ滞りなく移行できるよう情報提供を行うこと。

また、これまで「農用地利用集積計画」による売買事業は、農業委員会事務局が登記事務を行ってきたが、来年度からは中間管理機構が行うこととなる。実施要件や登記手続きに要する期間等、売買事業が円滑に進むために制度設計されるよう農地中間管理機構や県に働きかけを行うこと。

(3) 水田活用の直接支払交付金について

水田機能を維持しながら麦・大豆等の畑作物を生産する農地について、5年間に一度も水張りが行われない農地は令和9年度以降交付の対象としない方針とされている。これにより当制度に協力し、水田から畑作物への転作に取り組んできた農地が支援の対象外となる可能性が有り、作物の収量減、または農地の荒廃化が懸念される。そのため、水田機能を失ったと判断され交付金の対象外となった農地についても、改良工事等により水田機能が回復されたと認められる場合は対象農地となるよ

うに制度設計されるよう国・県等に求めること。

また、水田活用の直接支払交付金による支援が継続されるよう制度の動向を注視し、転作に協力的に取り組んできた農家に大きく不利益が及ぶことのないようにすること。

(4) 耕畜連携の推進について

主食用米の取引価格は上がったものの、異常気象の影響による収量の減少や品質低下などに憂慮しており、安定した農業経営は厳しさを増している状況となっている。

一方、畜産農家は穀物飼料価格の高止まりにより生産費が増大しており、安定した飼料生産基盤の確保が必要となっている。

そこで、飼料自給率の向上と生産コストの低減を図るためにも、飼料用稲・米生産に取り組む農家や畜産農家に対して市内外の取組事例を関係機関等と連携し情報提供を行い、利用拡大に取り組むこと。

(5) 生産資材等高騰対策について

国際情勢の変化や円安等により肥料・飼料や農機具等は、今後も価格の高騰や高止まり続くものと懸念される。このため、農業者が安心して農業経営が続けられるよう、生産資材等への補助の支援策や農業機械の導入については、法人だけでなく経営改善等に取り組む個人農家についても支援が受けられるよう国・県に働きかけを行うこと。

(6) 持続可能な食料システムの構築について

みどりの食料システム法が令和5年7月に施行され、国は農業の環境負荷低減を目的として、化学農薬5割、化学肥料3割の比率で使用量を削減し、有機農業を全農地の25%に拡大するとしている。

一方、世界的な情勢不安により肥料や農業資材等の価格が高騰しているが、これを機会と捉え、化学農薬や化学肥料から脱却し、有機農業の拡大を図ることで環境負荷の少ない持続可能な農業を実現できると考えられる。

持続可能な食料システムの構築のため、希望する担い手農家が容易に取り組みできるよう、関係機関と協力し、具体的な技術指導と情報共有を

行う体制を整備すること。

(7) 農業経営収入保険加入促進事業について

収入保険制度については、自然災害による収量減少など農家の方の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補填する保険となっている。

令和6年度からは、市の独自支援策として、新規加入者への保険料等に対し補助を行っているが、引き続き制度への支援策を検討すること。

2. 遊休農地対策について

(1) 新規参入者の確保・育成について

農業者の高齢化や後継者不足などにより、今後も遊休農地の増加は避けられない状況である。

遊休農地の増加を抑制する観点からも、新規参入者の確保・育成に努め、地域の中心経営体等の後継者育成に対する支援を行い、積極的に担い手の確保・育成に取り組むこと。

(2) ほ場整備事業の推進について

担い手への農地の集積・集約化を図ることによる農作業の効率化や遊休農地の発生防止を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の推進が不可欠である。そのためほ場整備事業の推進に向けて関係機関や団体への働きかけに取り組むこと。

3. 鳥獣被害対策について

鳥獣被害対策は、電気柵の設置や捕獲活動など実施しているが、野生鳥獣による農作物への被害は後を絶たない。

地域や関係団体と協力し、被害防除・個体数調整・生息環境管理を組み合わせた総合的な鳥獣被害対策の取り組みをより一層進めること。